

消費税・社会保険料納税の猶予申請 店舗火災から再出発へ

八幡西民商会員のAさん（飲食店）は、店舗火災に見舞われる中、営業の再開を目指す。

火災は2月1日夕方に発生。お店を離れた数分の間に火が店舗を覆い、気づいたときには自力での消化が出来ないほどの勢いに。すぐに119番へ連絡し、消防による消火活動でようやく火は消えました。翌日、本人と連絡がとれないため、事務局員が現地に向かい、本人と会い、人への被害がないことを確認することが出来ました。

後日、Aさんから「税務署から消費税の件で来署するように言われた」と民商に電話。話を聞くと消費税の中間納税の分割をしており、支払いの期日が迫っていました。また、社会保険料の支払いも厳しくなることから、税務署と社会保険事務所に納税の猶予申請を相談することにしました。

2月6日、Aさんと事務局員で税務署、社会保険事務所に行き、窓口で罹災証明を提出し、「数か月営業ができないため、

お知らせ

《記帳相談会》
2月16日(月) 13:30～
17日(火) 13:30～
《無料法律相談》
3月11日(水) 18:30～
※事前に連絡ください。
民商事務所 ☎ 641-2417



2月	行事・会議など日程	支部・専門部など
16月 17火 18水 19木 20金 21土 22日 23月 24火 25水 26木 27金 28土	記帳相談会～ 13:30～ ↓ 税務署交渉 15:00～ 天皇誕生日 3.1ビキニデー	月末集金 ↓
3月	行事・会議など日程	支部・専門部など
1日 2月 3火 4水 5木 6金 7土 8日 9月 10火 11水 12木 13金 14土 15日	3.1ビキニデー ↓ 常任理事会 19:00～ 3.13重税反対全国統一行動	陣原支部役員会 18:00～ 折尾支部役員会/上津役支部役員会 香月支部役員会/3・8国際女性デー 14:00～ 小倉駅前 婦人部役員会 13:30～/三ヶ森支部役員会 無料法律相談 18:30～ 15月集金 ↓ 13:00～響ホール

期限内までの納付が出来ない」ことを伝え納税の猶予の申請を要望しました。税務署の担当署員からは納税の猶予申請書と財産収支状況書の記入の説明をその場で受けました。社会保険事務所でも同様に納税の猶予に必要な書類をもらい、後日、提出する予定にしています。

同日、夕方には坂井会長も店舗を訪問。家族で片づけを始めていましたが、店舗内は火災により、焼けて破損した厨房器具や熱で溶けたエアコン、煤を被った食器類などが残されていました。お客様からも心配の声が上がっています。営業再開までには問題は山積しており、休んでいる間の収入も途絶えます。融資や補助金なども考えながら、引き続き営業再開に向けて頑張っていく予定です。

【災害により被害を受けた時】
災害により被害を受けた場合には、申告・納税等に係る手続等がありますので、状況が落ち着きましたらまずは最寄りの税務署へご相談ください。

1. 災害により申告・納税等その期限までにできないときは、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。
2. 災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務

今週のお花



ビオラの花言葉は「忠実」「信頼」「誠実」「少女の恋」「もの思い」「私を想って」です。乙女の心を思わせるかわいらしい花言葉ですね。ビオラの花言葉を知っていれば、お花を見かけた時にきっと純粋な恋心を思い出させてくれますよ！

署長に申請し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。

3. 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法に定める雑損控除の方法、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶこと」によって、所得税の全部又は一部を軽減する事ができます。
4. 災害により被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は適用を受けることの必要がなくなった場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること、又は適用をやめることができます。

確定申告班会日程表

【 東部支部 】

- 2月18日(水) 13:30~15:30
穴生市民センター
- 2月19日(木) 13:30~15:30
黒畑市民センター
- 2月20日(金) 13:30~15:30
紅梅公民館2F
- 2月27日(金) 18:30~20:30
穴生市民センター
- 3月2日(月) 13:30~15:30
紅梅公民館2F
- 3月4日(水) 13:30~15:30
穴生市民センター
- 3月7日(土) 18:30~20:30
紅梅公民館2F

【 中黒崎支部 】

- 2月24日(火) 13:30~15:30
黒崎市民センター
- 2月25日(水) 13:30~15:30
黒崎市民センター
18:30~20:30
黒崎市民センター
- 3月2日(月) 18:30~20:30
黒崎市民センター

【 折尾支部 】

- 2月16日(月) 13:30~15:30
みふね
- 2月26日(木) 17:30~20:00
医生ヶ丘市民センター
- 2月27日(金) 13:30~15:30
片岡精肉店
- 3月3日(火) 13:30~15:30
光貞市民センター
- 3月6日(金) 17:30~20:00
折尾東市民センター

【 陣原支部 】

- 2月24日(火) 18:00~20:00
民商事務所
- 2月28日(土) 13:30~15:30
民商事務所

【 上津役支部 】

- 2月16日(月) 14:00~16:00
八児市民センター
- 2月24日(火) 18:00~20:00
八児市民センター
- 3月3日(火) 13:00~15:00
ひまわり会館
- 3月6日(金) 18:00~20:00
八児市民センター
- 3月9日(月) 14:00~16:00
上津役市民センター

【 三ヶ森支部 】

- 2月17日(火) 18:00~20:00
中尾市民センター
- 2月24日(火) 14:00~16:00
中尾市民センター
- 3月2日(月) 14:00~16:00
中尾市民センター
- 3月10日(火) 18:00~20:00
中尾市民センター

【 香月支部 】

- 2月25日(水) 14:00~16:00
香月市民センター
- 3月5日(木) 18:00~20:00
香月市民センター
- 3月7日(土) 10:00~12:00
香月市民センター

売上・経費をまとめよう

売上や経費の計算は順調に進んでいますか？
経費は下記の一覧表を参考にして、科目ごとに分けて計算しましょう。

また、売上や経費を計上するタイミングは、
金銭の授受を行った日ではなく、あくまで商
品(サービス)の引き渡し完了日です。
このタイミングを間違えると、税額計算の間
違ひにもつながりますのでご注意ください。

- 班会に持ってくるもの —
- ・前年(令和6年分)の確定申告書控え一式
 - ・添付用の控除書類
⇒年金等の源泉徴収票、国民年金・保険料
を支払った証明書、生命保険・地震保険を
支払った証明書など
(その他申告に必要な書類)
 - ・医療費通知書
(医療費控除を受ける方のみ)
 - ・筆記用具、電卓、老眼鏡など

公租公課	納付消費税・事業税・固定資産税・自動車税・印紙税などの事業用の各種賦課金 (延滞税・所得税・住民税などは対象外)	消耗品費	事務用・ガソリンなどの消耗品、耐用年数が1年未満もしくは10万円未満の工具・備品
荷造運賃	商品などを送る際の運送代、包装資材代など	福利厚生費	社会保険・労災保険・雇用保険などの事業主負担分、従業員への慰安・健診・研修などの費用
水道光熱費	事業用の電気・水道・ガス・炭・灯油など	研修費	事業を営む上で必要な知識や技術を習得するための費用
旅費交通費	電車・バス・タクシー・一時駐車・高速道路などの利用料金	諸会費	同業組合・民商の会費など
通信費	電話(FAX)・インターネット・切手・電報・郵送料など	雑費	上記の科目に入れがたい事業上の費用
広告宣伝費	新聞・雑誌などへの広告提出・販促物の作成・福引券など	給与・賃金	従業員への給料・賃金・手当・賞与・現物支給の衣料・食費など
接待交際費	得意先への接待(飲食)・中元・歳暮などの贈答品、香典・祝金などの慶弔費、寄付金など	外注費	外部へ発注した原料や材料の加工費、下請け業者へ支払う費用など
損害保険料	事業用の自動車保険、建物・商品・什器等の損害保険	地代家賃	事業のために借りている事務所・工場・倉庫・駐車場・土地などの賃借料
減価償却費	10万円以上の建物・車両・機械・設備・備品等の資産を、耐用年数によって変わる償却率に従い当年度分の償却額を算出する	利子割引料	事業資金の借入に対する利子、受取手形の割引料など
修繕費	事業用の建物・設備・機械・車両などの資産の修理にかかった費用	貸倒金	売掛金・受取手形・貸付金など事業上の債権が貸し倒れとなった場合で一定の要件にあうもの